

越前市 協働ガイドライン

(概略版)

協働を進めると
市民も行政も市民自治
活動団体も元気になって
ずっと住み続けたい
越前市になるんだよ



協働のマスコット
「たねまる」

目的

越前市は市民と行政が協働し、自らの責任で自立したまちを作っていくための基本理念を『越前市自治基本条例』で決めました。これからのまちづくりに「協働」は必要不可欠なことです。

協働ガイドラインは、この理念を具体化し、協働とは、「誰が」「何を」「どのように」行うのかを実践的に解説し、具体的な手順を示し、確実に協働事業を推進することを目的として、市民と行政職員向けに策定されました。

策定の経緯

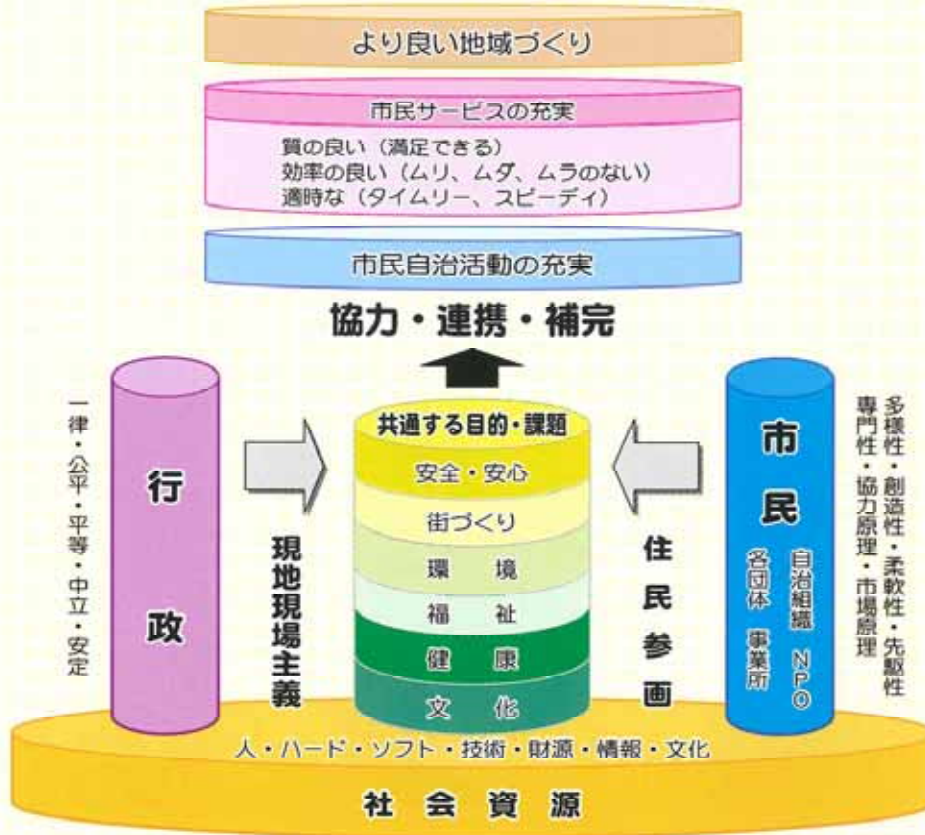
昨年8月に自治振興会、NPOほか各種関係団体から10人、市職員8人で策定委員会を設置。委員会を10回、職員による検討会を4回開き、市民と行政の協働のあり方、基本的なルール、推進方法などを議論し素案を作成しました。パブリックコメントを募集し、その意見をもとに素案を手直しし、提言されました。

協働とは

市民と行政が対等な立場で、共通する課題の解決のために、それぞれの持つ資源を持ち寄り、協力、連携、補完しあって活動し、その結果、満足度の高い市民サービスを生み出すことです。

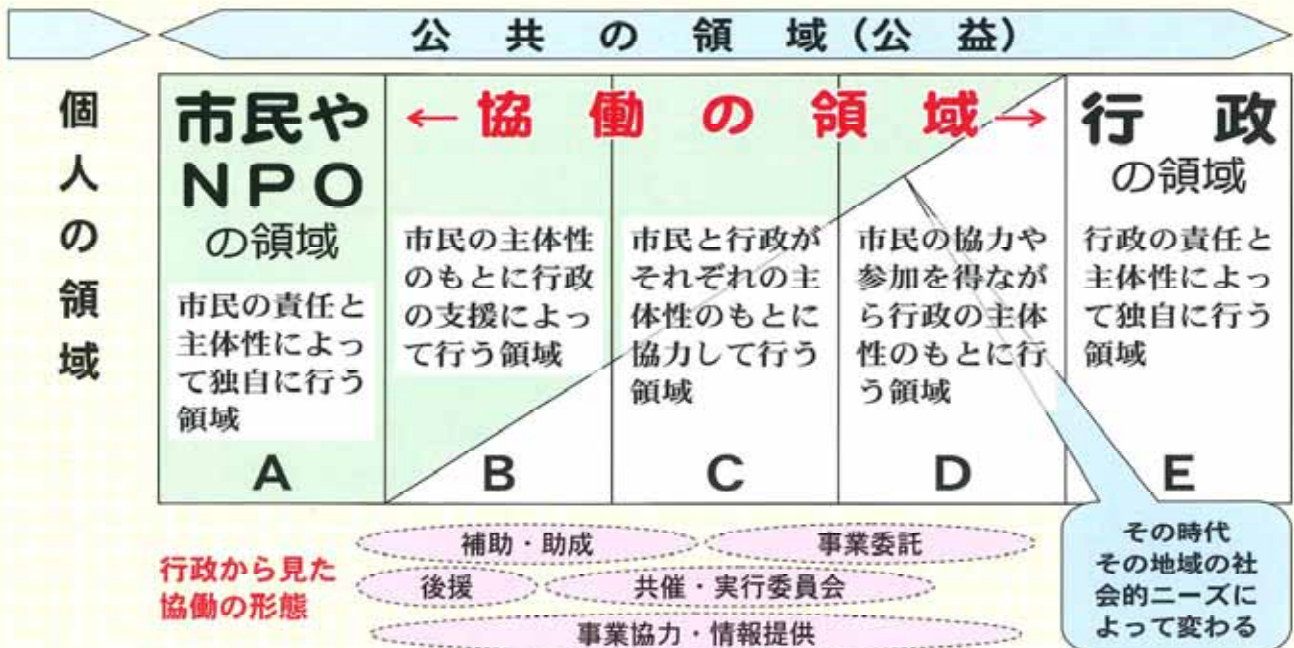
協働の目指すもの

下図のように、市民サービスの充実やより良い地域づくりを目指します。

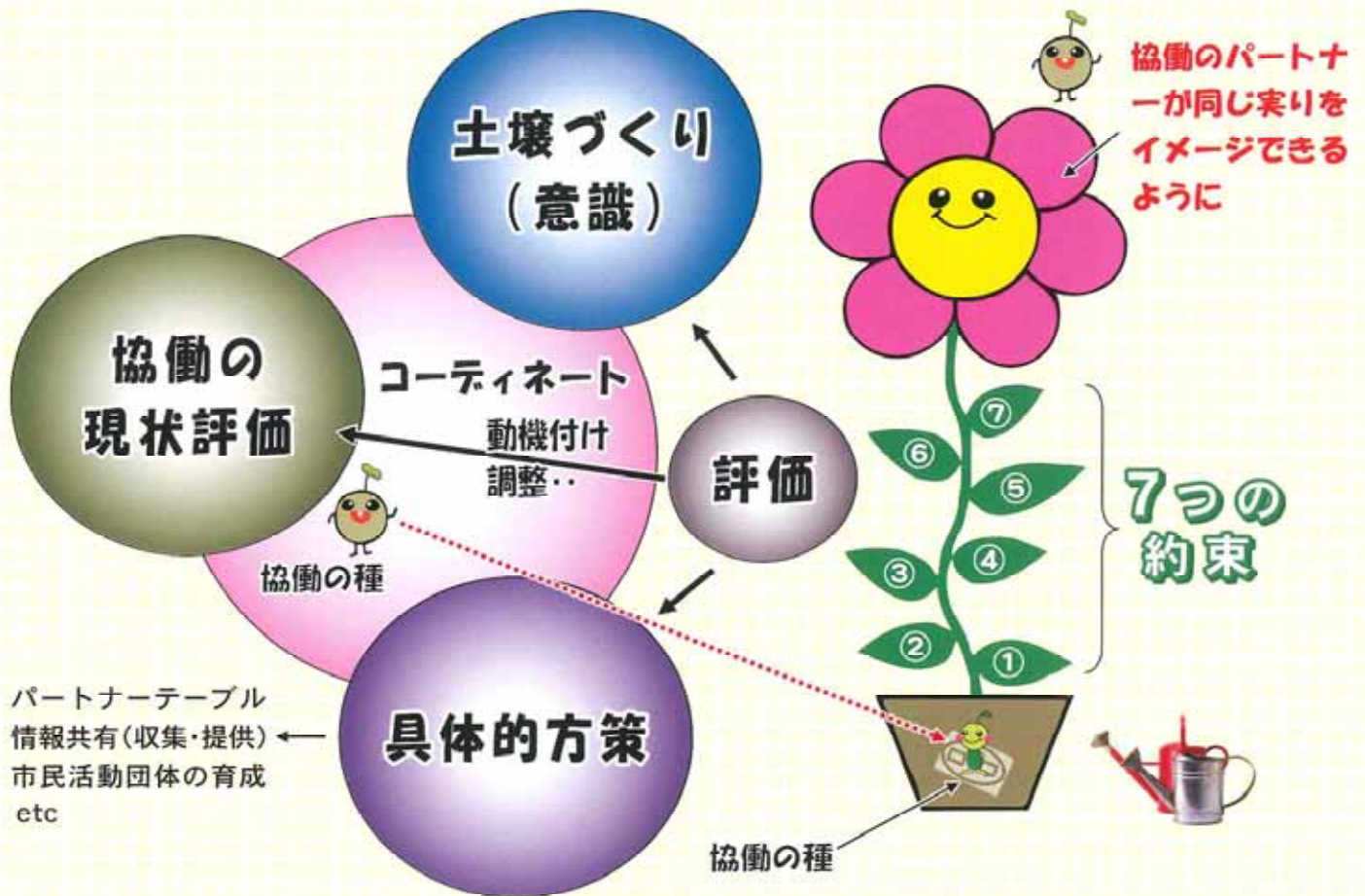


何を協働するのか

全ての事業を協働するのではなく、下図に示すB・C・Dが協働の領域です。協働の対象となる課題は、公益性があるものであり、不特定多数の人の利益の増進が図られるものです。



協働に必要な土づくり (環境) と育てる7つの約束



○協働を進めるための基本原則 (7つの約束)

- ①目的共有の原則 ②対等の原則 ③相互理解・補完の原則 ④責任明確化と時限化の原則
⑤公開の原則 ⑥自主性尊重の原則 ⑦自立化の原則

○協働するための土づくり (意識を変える)

行政職員と市民が協働の意義、必要性を認識し協働事業を推進するために行動を開始しましょう。

○協働の現状評価

市民と行政が協働した事業をそのつど評価します。現状を分析することで新しい協働の種が見つかります。



○具体的方策

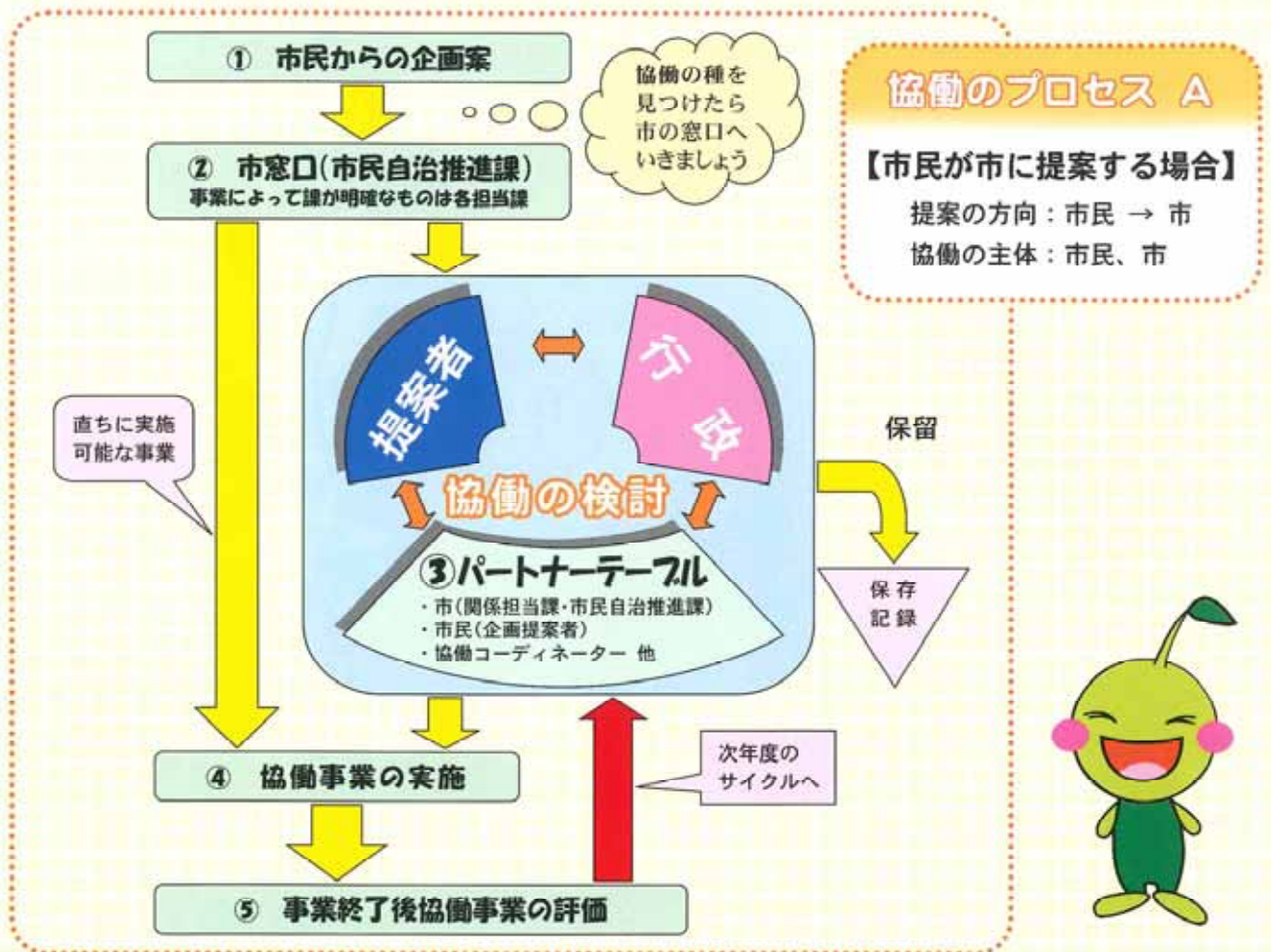
- ①パートナーテーブルの設置 ②情報共有 (収集・提供) ③市民活動交流室の充実
④市民活動団体の育成 ⑤中間支援者・コーディネーターの育成
⑥市民活動協働促進事業補助金の活用 ⑦地域自治振興事業の促進
⑧協働ガイドラインの普及

パートナー
テーブルとは

協働事業提案者の市民と行政職員が対等な立場でお互いの特性を理解しあい事業の協働化に向けて話し合う場のことです。この場で共感しあうことで信頼関係が生まれ協働が推進されます。

協働のプロセス (過程)

市民から市への協働事業の提案を、どのように具体的に進め実施するかのフロー図です。



*市から市民に提案する「協働のプロセスB」もあります。

協働の推進体制

- 市民協働推進会議の設置・・・協働の理念の普及、協働事業の成果の検証、課題や解決策の検討、ガイドラインの更新などを行います。(市民が中心の組織)
- 協働推進本部の設置・・・協働の理念の展開、予算編成・執行に協働の視点を強化、協働事業の進捗状況把握などを行います。(行政内組織)
- 各課に協働推進員を配置・・・各課長が職員の意識改革を促し、事務事業を協働の視点から見直し協働推進の施策(協働のプロセスB)を作成し推進します。

*現本は各地区公民館にあります。 *越前市のホームページに全文が掲載してあります。



お問い合わせ 越前市役所 市民生活部 市民自治推進課
〒915-8530 福井県越前市府中一丁目11-2 越前市福祉健康センター内
電話 0778-22-3293 FAX 0778-22-3264
メール chiiki@city.echizen.lg.jp
<http://www.city.echizen.lg.jp/index.jsp>

環境保護のために再生紙を使用しています。